

住民基本台帳ネットワークシステム第二次稼働開始

～住基ネットサービス 8月25日から始まります～

8月25日の住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)第二次稼働開始まで、あとわずかとなりました。今号では、今までご案内したことに加え、新しく実施されるサービスについて、さらにお知らせします。

市民課(☎内線1461、☎内線2131)

住民基本台帳カードの交付が始まります

住民基本台帳カード(住基カード)は、個人情報保護のために高度なセキュリティ機能を備えたICカードです。住民票コードやパスワード等が記録され、住基ネットにおける本人確認に利用できます。

カードは2種類・有料
表面に写真なしで氏名が記載されたAタイプと、写真付きで氏名・生年月日・性別・住所が入ったBタイプがあります。

カードの有効期限は10年です。また転出をしたとき、住民票コードを変更したとき等政令で定められた事由に該当する場合効力を失い、カードは返納していただきます。

住基カードでできること
○転出・転入手続きが簡素化されます。
○全国どの市区町村でも、本人または世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられます。
○Bタイプ(写真付)のカードは、行政機関への申請時の本人確認に身分証明として利用できます。

住基カードの交付手続きについては、次号でお知らせします。

現在、引越しの手続きは、住んでいる市区町村で転出届を出

転入・転出手続きが簡素化されます

現在、引越しの手続きは、住んでいる市区町村で転出届を出

し、転出証明書の交付を受け、その証明書を持って、引越先市区町村で転入届を出しなくてはなりません。

住基カードの交付を受けている方は、あらかじめ現住所の役所に、所定の事項を記載した付記転出届を郵送すれば、転入先の市区町村の窓口へ1回出向くだけで済みます。

同一世帯でいっしょに転出する方の中に住基カードをお持ちの方がいれば、「付記転出届」ができます。

転出届は、転出日より前、または転出日から14日以内に市民課に到着するように郵送してください。

転出予定日から30日を経過した日または転入をした日から14日を経過した日のいずれか早い日以後に転入届をする場合は、転出証明書が必要になりますので、ご注意ください。

付記転出届をした場合、引越し先の市区町村窓口で、住基カードを添えて転入届をしてください。

国民健康保険加入者の方は、

転出に伴い保険証は回収となります(郵送可)。その他各種医療証をお持ちの方、介護保険サービスを受けている方などは、転出時の手続きが必要な方は、各担当窓口へお問い合わせください。



住民票が全国の市区町村の窓口でとれます

今まで住所地でしか受けられなかった住民票の写しの交付が、全国の市区町村で受け取ることができます。

○交付できる住民票の写しは本人または世帯の住民票の写しで、戸籍の表示のないものです。
○本人確認をするために、住基カードまたは旅券、運転免許証、その他官公署が発行した免許証、許可証または資格証明書等(本人の写真が添付されたものに限る)のいずれかが必要です。
○手数料は、各市区町村で異なりますので、ご利用になる市区町村窓口へお問い合わせください。

付記転出届出項目

届出年月日
転出予定年月日(転出年月日)
届出人氏名
届出人押印
届出人連絡先
新住所
旧住所
新世帯主氏名
旧世帯主氏名
氏名
生年月日
性別
住民票コード
(分からない場合は省略)
～は転出者全員のもの

市民課所定の用紙またはお手持ちの便せん等に記入のうえ、郵送してください。

お知らせ

心身障害者医療費助成制度・各種手当

いずれの制度も、前年度と所得限度額の変更はありません。申請前にさかのぼっての制度の適用はありませんので、今回対象になると思われる方は、忘れずに申請してください。

心身障害者医療費助成制度は、9月中旬に、各種手当は8月中旬に申請をお願いします。

所得限度額 左表のとおり

平成15年度所得限度額(14年中の所得)

| 扶養人数 | 特別障害者手当・障害児福祉手当 | | 配偶者扶養義務者 |
|------|-------------------|------------|------------|
| | 本人(20歳未満の方の扶養義務者) | 本人 | |
| 0人 | 3,604,000円 | 3,604,000円 | 6,287,000円 |
| 1人 | 3,984,000円 | 3,984,000円 | 6,535,000円 |
| 2人 | 4,364,000円 | 4,364,000円 | 6,749,000円 |
| 3人 | 4,744,000円 | 4,744,000円 | 6,962,000円 |
| 4人 | 5,124,000円 | 5,124,000円 | 7,175,000円 |

児童扶養手当制度

現況届をお忘れなく、児童扶養手当制度は、母子家庭等の方に支給される国の制度です。

現在支給されている方、所得超過による支給停止の方を含むには、7月末日、「お知らせ」を送付しましたので、ご本人が提出してください。この届けを提出されないと、8月分以降の手当が支給停止となる場合があります。

受付期間 8月1日～29日(金)

申請場所 子育て支援課 田無庁舎1階(保谷庁舎1階) 子育て支援課(☎内線1525、☎内線2142)

特別児童扶養手当 新規申請の方へ対象 20歳未満の中・重度の障害(おおむね愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級および4級の1部程度)のある児童を養育している父母または養育者

手帳をお持ちでなくても指定の診断書により、申請することができます。児童が施設入所している場合、児童の障害を支給事由とする公的年金を受け取ることができる場合は支給されません。

所得限度額 左表のとおり

平成15年度所得限度額(14年中の所得)

| 扶養人数 | 特別児童扶養手当 | |
|---------|-----------------------------|-------------------------|
| | 本人 | 配偶者・扶養義務者 |
| 0人 | 4,596,000円 | 6,287,000円 |
| 1人 | 4,976,000円 | 6,536,000円 |
| 2人 | 5,356,000円 | 6,749,000円 |
| 3人 | 5,736,000円 | 6,962,000円 |
| 4人以上 | 1人増すごとに加算 38万円 21万3,000円 | |
| 1人につき加算 | 特定扶養25万円 老人扶養10万円 | 老人扶養6万円 老人扶養のみは2人目から |

手当額 重度障害児月額5万1千100円、中度障害児月額3万4千300円

現況届をお忘れなく、現在支給されている方、所得超過による支給停止の方を含むには、8月上旬までに「お知らせ」を送付します。この届けを提出されないと、8月分以降の手当が支給停止

等開催情報

会議の日程・議題等は、変更となる場合があります。傍聴を希望する方は、担当課へお問い合わせください。

| 会議名 | とき・ところ | 内容 | 傍聴人数 |
|-------------------------------------|-----------------------------------|-----------------|------|
| 使用料等審議会 企画課(内線1111) | 8月1日(金) 田無庁舎3階 3階議室・午後1時30分 | 個別案件諮問 | 5人 |
| 防災会議 防災課(内線2231) | 8月5日(火) 午後2時 ・防災センター5階災害対策本部室 | 総合防災訓練(案)について | 10人 |
| 消防委員会 防災課(内線2231) | 8月5日(火) 午後4時 ・防災センター5階災害対策本部室 | 消防団訓練実施計画について | 10人 |
| 生活安全のまち 市民懇談会 生活文化課(内線1425) | 8月5日(火) 午後7時 ・田無庁舎2階会議室 | 安心で安全なまちづくりに向けて | 10人 |
| 子ども福祉審議会 子育て支援課(内線1521) | 8月6日(水) 午後0時30分 ・田無庁舎5階会議室 | 保育料の改定 | 5人 |
| 都市計画マスタープラン策定市民懇談会 都市計画課(内線2412) | 8月6日(水) 午後6時30分 ・イングリッドビル3階会議室 | 地域別構想について | 10人 |

補助金・負担金の概要を公表します

「市には、どんな補助金があるのだろうか」、「補助金を使って、どんなことが行われているのだろう」、そのような声にお応えして、平成14年度の補助金・負担金の事業目的、補助内容、補助金を受けている主な団体の概況等を公表します。資料は、8月12日(火)から、情報公開コーナー(田無庁舎1階・保谷庁舎1階)・西東京市ホームページでご覧になれます。

企画課(☎内線1111)

となることありますので、ご注意ください。

受付期間 8月11日(月)～29日(金)

申請場所 子育て支援課(田無庁舎1階・保谷庁舎1階) 子育て支援課(☎内線1525、☎内線2142)

家屋調査(新築・増改築分)にご協力を

平成15年中に、新築・増改築された家屋は、平成16年度から固定資産税と都市計画税の課税対象となります。市では、対象となる家屋の評価額を算定するため、地方

税法の規定に基づき、資産税課職員(固定資産評価補助員)がお伺いし、家屋調査を実施しています。調査対象となる家屋が多数あるため、直接お伺いし、調査の日程調整などをお願いしています。職員は必ず身分証明書を携帯しています。ご不審の際には資産税課までご連絡ください。ご理解とご協力をお願いします。

また、資産税課職員が、市内全域の家屋の状況調査を行っています。家屋を取り壊したときは、資産税課家屋係までご連絡ください。

資産税課(☎内線1341～1345)